

2015年12月9日
大阪産業大学

本学教員の研究活動上における不正行為（盗用）について（概要）

このたび、本学工学部に所属する教員に研究活動上の不正行為が認められましたので、事実関係について公表いたします。

1. 経緯

本学工学部に所属する教員から、平成26年12月に所属学科に対して教授への昇任申し出があり、研究業績のリストにあった審査付論文を精査したところ、当該教員の研究業績のリストにある論文のうち他の論文から盗用した疑いがあることが判明したことを受け、平成27年3月30日に学科主任から、論文盗用の疑いについて学長に口頭での説明、同年4月2日に文書で報告がなされた。

学長から工学部長に対して学内有識者で組織する調査委員会を設置するよう指示があり、学内有識者5名による調査委員会が組織された。（文部科学省の「研究活動における不正行為への対応に関するガイドライン」に基づく、学内規程が未施行であったことから、外部有識者を含まず。）

あわせて、調査委員会での調査内容の検証と確認を行うため、大阪産業大学研究倫理規程に基づく研究倫理委員会が組織され、本調査を開始した。

・調査委員会の構成

委員長 小川和彦（大阪産業大学工学部教授 工学部長）
委員 佐藤潤一（大阪産業大学教養部教授 入試センター長）
委員 津野 洋（大阪産業大学人間環境学部教授 人間環境学研究科長）
委員 吉川耕司（大阪産業大学人間環境学部教授 人間環境学専攻主任）
委員 中村友道（大阪産業大学工学部教授 工学研究科長）

・研究倫理委員会の構成

委員長 横山直子（大阪産業大学経済学部教授 産業研究所長）
委員 宮田 実（大阪産業大学教養部教授 産業研究所委員）
委員 塚本直幸（大阪産業大学人間環境学部教授 産業研究所委員）
委員 國本明德（大阪産業大学人間環境学部准教授）
委員 櫻井恵三（大阪産業大学工学部教授 副学長）
委員 小川和彦（大阪産業大学工学部教授 工学部長）
委員 津野 洋（大阪産業大学人間環境学部教授 人間環境学研究科長）

2. 調査の内容

本学工学部に所属する教員が所属学会誌に発表した論文、「ランダム-パフモデルによる大阪府下における環境汚染物質（SPM）の輸送過程シミュレーション、環境システム計測制御学会誌, Vol. 9, No. 2, p.141-149, 2004.」が、既に公開されていた3編の論文から内容を盗用した疑いがあり、調査対象論文と既に公開されていた論文との比較検証をするとともに、調査対象論文の著者から聞き取り調査を行った。

3. 調査の結果

調査対象論文において、既に公開されていた3編の論文から適切な引用表示なく、32箇所において本文及び図表をそのまま、又は一部を修正し流用していることから、調査対象論文については、大阪産業大学における研究倫理規程及びガイドラインで定義する研究活動における不正行為である「盗用」（他の研究者のメディア、分析・解析方法、データ、研究成果または用語を当該研究者の了解若しくは適切な表示なく流用すること）が行われたものと

認定した。

調査対象論文の各著者の関与に関する調査結果は以下のとおりである。

・第1著者の工学部教員については、当該論文を第2著者に任せて本人は作成に関与せず取りまとめだけを行ったと主張しており、また、調査の結果として当該論文に係る研究記録等が存在しないことから、論文盗用に直接関与したとする確証には至らなかった。しかしながら、ヒアリングにおける証言のとおり論文の盗用に関与していないとしても、研究記録等が存在せず、内容を確認できていない論文の第1著者として論文投稿を行う行為が問題であり、さらに、論文に関係のない自身の研究室の学生及び他大学の研究者を著者に加えたことを含め、盗用が行われた論文の第1著者として責任があると判断された。

(その他の著者の関与について)

・第2著者の本学工学部非常勤講師については、本人は論文の作成に関与していないとの主張を行ったが、第1著者との査読審査時のEメールのやり取りから、当該論文の作成及び論文盗用に関わった疑いがあり、調査委員会及び研究倫理委員会ではヒアリング時に主張した内容に疑念はあるが、盗用を行った確証を得ることができず、盗用に関与したと判断するに至らなかった。

・第3著者の元本学大学院生については、本人から当該論文には関与せず、指導教員により著者に加えられたとの証言があった。また、大学院における研究課題が当該論文内容と異なり当該研究を行っておらず、併せて、指導教員であった第1著者の証言からも第1著者の指示により著者に加えられたものであることから、盗用には関与していないと判断した。

・第4著者の元他大学教授については、本人から当該論文には関与せず無断で著者に加えられたとの確認を得た。また、第1著者の証言からも第1著者が論文投稿時に無断で著者に加えたとの証言があることから、盗用には関与していないと判断した。

また、調査対象論文に関連して支出された費用等はなかった。

4. 本学の措置

調査委員会及び研究倫理委員会の不正行為に関する調査報告書を受け、大阪産業大学就業規則に基づく懲戒委員会を設置し、盗用を行った論文の第1著者である工学部教員に対する不利益処分事由の該当性について審議した結果及び大阪産業大学としての対応は以下のとおりである。

審議の結果を踏まえ、大阪産業大学は、盗用を行った論文の第1著者である工学部教員を「降格」相当とすることとした。

なお、懲戒委員会の審査途中において、第1著者である工学部教員から、退職願が提出されたため、大学としてこれを受理した。

また、盗用が認定された論文の第2著者である工学部非常勤講師については、当該不正行為への関与とは別に、調査過程において履歴事項に詐称の疑いが生じ、別途、経歴詐称について調査を行ったところ履歴事項及び研究業績に詐称が判明した。その後、当該人から退職届が提出されたため、大学としてこれを受理した。

不正行為が認定された論文について、既に第1著者である工学部教員の申し出により既に取り下げられたことを確認した。また、盗用元の3編の論文の著者及び機関に対して、発覚した研究活動における不正行為について説明し、謝罪を行った。

5. 再発防止

本学では研究倫理規程が平成24年4月に施行されたが、それまでの研究活動における不正行為については、研究者個々の良識に任せ、大学として学内における研究倫理に対する取り

組みを行っていなかったことが要因である。

また、研究データの保存について学内の取り決めがなかったことが、調査における細部にわたる原因の究明ができなかった要因であると考えます。

本学は、今回の研究活動における不正行為があったことを真摯に受け止め、「研究活動における不正行為への対応に関するガイドライン」（平成 26 年 8 月 26 日、文部科学大臣決定）に基づき、学生を含む学内研究者全てに対する研究倫理教育の実施や研究データの保存についての取り決めを含む、更なる学内規程の整備を行い、新たに研究活動における不正行為防止を含む業務を行う研究推進部署の設置を検討し、規程に定めた研究活動における不正行為を起こさない取組を着実に実施してまいります。